

建設工事における中間前金払制度の導入について

令和2年5月

稚内市まちづくり政策部財務課

稚内市では、建設業における資金調達の円滑化を支援するため、中間前金払制度を導入することとしました。

1 中間前金払制度について

中間前金払制度とは、当初の前金払（請負代金額の4割以内）に加え、請負代金額の2割を超えない範囲内で追加して前金払ができる制度のことを言います。

2 対象工事

請負代金額が100万円以上で、かつ、工期が100日以上工事

（前金払対象は、請負代金額100万円以上で、かつ、工期が30日以上のもの。）

3 中間前金払の請求要件

中間前金払を請求するためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 当初の前金払を受けていること。
- ② 工期の2分の1を経過していること。
- ③ 工事工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ④ すでに行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上であること。

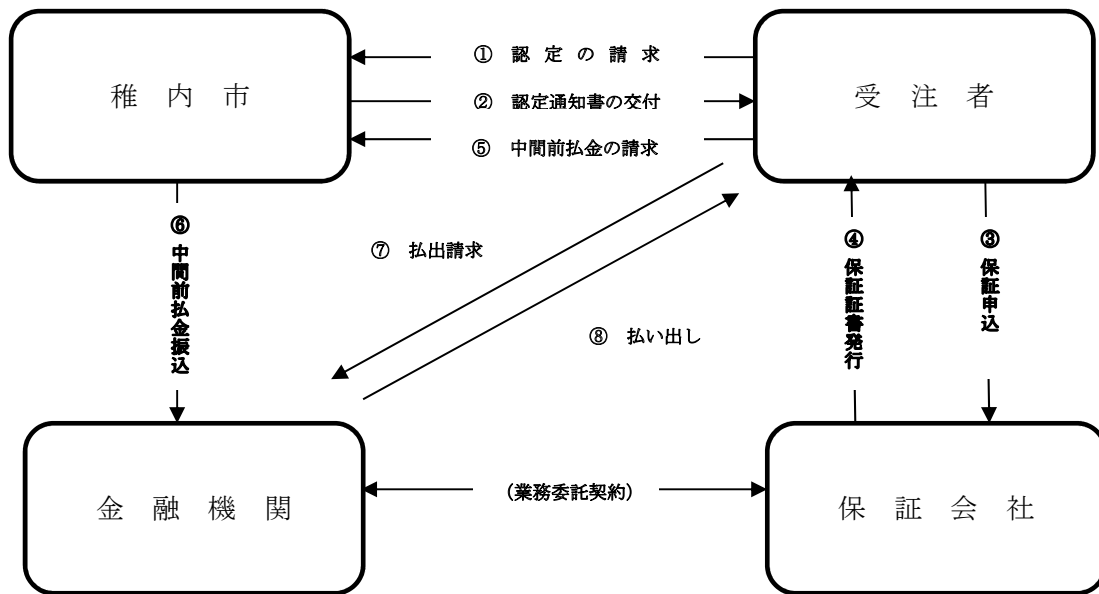
4 中間前金払と部分払の選択

中間前金払対象工事のうち、部分払対象工事については、どちらか一方を選択する必要があります。契約締結時に中間前金払か部分払のどちらかを受注者が選択します。選択後の変更はできません。ただし、中間前金払を選択した場合であっても、複数年度にわたる工事においては、各年度における当該工事の出来高部分に応じた当該年度末（最終の年度を除く。）の部分払に限ってすることができます。

5 導入実施期日

令和2年6月1日以降に契約を締結する建設工事

6 請求・支払いの流れ



- ① 認定の請求 … 受注者は、稚内市（監督員）に「中間前金払認定申請書」を提出します。
※「工事進捗状況報告書」及び工程表を添付してください。その他、必要に応じて資料等の提出を求められることがあります。
- ② 認定調書の交付 … 稚内市から受注者に対して「中間前金払認定調書」を交付します。
※認定請求から通常7日以内に交付しますが、工事規模等により時間を要する場合があります。
- ③ 保証の申込み … 受注者は、保証会社に対して中間前払金保証の申込みをします。
- ④ 保証証書の発行 … 保証会社は、書類審査等を行った後、中間前払金保証証書を受注者に対して発行します。
- ⑤ 中間前払金の請求 … 受注者は、稚内市（発注依頼課）に対して中間前払金保証証書を添えて中間前払金の請求をします。
- ⑥ 中間前払金の振込 … 発注者は、受注者の指定する口座に中間前払金を振り込みます。
※中間前払金は、当初の前払金同様、前払金専用の普通預金口座に請求から14日以内に振り込みます。
- ⑦⑧ 中間前払金の払い出し … 受注者は、必要書類を金融機関に提出し、中間前払金を払い出します。

7 様式

- ① 中間前金払と部分払の選択に係る届出書（別記第4号様式）…上記4に係る様式
- ② 中間前金払認定請求書（別記第1号様式）…上記6の①に係る様式
- ③ 工事進捗状況報告書（別記第2号様式）…上記6の①に係る様式